

# 特定非営利活動法人フードバンク TAMA

## こども家庭庁「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」助成金応募要項

### 助成事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮するひとり親家庭などの要支援世帯のこども等を対象に、食事や食品・食材の提供を行うこども食堂やこども宅食、フードパントリー等（以下「こども食堂等」という。）を実施する事業者に対して、広域的に運営支援、物資支援等の支援を行う民間団体の取組を支援することにより、こどもの貧困や孤独・孤立への緊急的な支援を行うことを目的とする。

**I 募集期間**：2023年8月10日（木）～ 8月20日（日）

### II 助成の対象者

本事業の助成の対象は、次の要件を満たす団体とする（以下「実行団体」という）。

- (1) 東京都、神奈川県など全国にあるこども食堂、フードバンク、社会福祉協議会、ひとり親家庭支援団体、外国人支援団体等（任意団体を含む）。ただし、法人格が宗教団体・政治団体は除く。
- (2) 申請時点において、こども食堂等を実施しており、次のいずれかの要件を満たす団体
  - ① こども食堂等を1年以上実施している活動実績を有していること。
  - ② 子育て支援に関する活動、ひとり親家庭支援に関する活動のいずれかについて1年以上の活動実績を有していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、申請者の役員等が暴力団員である団体若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与している団体でないこと。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと
- (5) 助成事業名、団体名、事業内容、助成金額、事業報告等に関して、特定非営利活動法人フードバンク TAMA の当該のホームページで公開することに同意すること。

### III 助成対象となる団体の条件

生活困窮状態にあるひとり親家庭等のこども等を対象としたこども食堂等を実施する事業で、次の要件を満たす団体を助成の対象とする。

- (1) 営利を目的とするものでないこと。
- (2) 食事等の提供を行う場合にあつては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。また、こども食堂を実施する場合にあつては、「こども食堂の活動に関する連携・協力の推進及びこども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」（平成30年6月28日付厚生労働省こども家庭局長他連名通知）の「2. こども食堂の運営上留意すべき事項」及び「こども食堂における衛生管理のポイント」に留意すること。
- (3) 国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成（以下「他の助成等」という。）を受けると同一事業かつ同一費目については、助成の対象外とする。なお、既に受けている他の助成等による対象経費と「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」の費用助成による対象経費を区分経理して、明確に費用を分けて実施する場合に限り、本事業による費用助成の対象とする。
- (4) 事業計画策定に当たり、ひとり親家庭等のこども等を主な対象とする計画としていること。
- (5) 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業が大部分を占める事業は助成対象としない。

### IV : 助成事業の内容

- ① 助成期間中最大5回、総額上限3,000,000円相当の食品詰合せを提供する。よって、現金の支援はしない。
- ② 食品詰合せの内容は、米、副食、飲料など1箱市価15,000円相当の食品。詰合せの内容は、フードバンク TAMA が選定し時期に応じて変更する。
- ③ 各応募団体が支援するこども家族の合計人数分を提供する。

- ④ こどもの年齢は、18歳以下0歳児まで。
- ⑤ 1団体当たりの延べ提供箱数は延べ提供箱数×15,000円≒3,000,000円(200箱分)以下とする。
- ⑥ 総額換算で、延べ箱数×15,000円≒1,000,000円以上でないと応募できない。
- ⑦ 提供する時期は、令和5年9月、10月、11月、12月、令和6年1月。  
応募団体は、提供を受ける日には指定できない。又1回で全量を受け取る事ができる。
- ⑧ フードバンク TAMA は、応募団体が指定する住所（一か所）に毎回配送する。

## V 助成金の額

事業者実行団体当たり食品パッケージ相当合計金額は、300万円を上限とする。

## VI 支援対象となる事業実施期間

2023年9月1日（金）～2024年1月31日（水）

## VII 応募方法

ホームページ上の「助成申込書」「パッケージ数入力表」をクリックした上、それぞれ必要事項を記入後、「こども家庭庁ひとり親支援事業応募フォーム」を開き、必要事項の入力及び「助成申込書」と「パッケージ数入力表」と最近1年間の活動写真（2枚程度）をアップロードする。なお、「こども家庭庁ひとり親支援事業応募フォーム」の入力が困難な場合は、電子メールで添付送信願います。7

フードバンク TAMA : foodbank.tama@gmail.com

電話での問合せ：042-514-6515（担当：山口）※対応時間帯：月～金の9：00～12：00

**説明会（オンライン）**：令和5年8月8日（火）・9日（水）15時～16時

ZOOM : <https://us02web.zoom.us/j/81337705835?pwd=SnPKa0ppS2Qrb2NHZlg1bmF4aWZMdz09>

## VIII 応募締め切り

2023年8月20日（月）までに送信またはEmailで添付送信願います。

◆データ受付後、受取メールを申請団体様へ送信いたします。

## IX 採択及び選考結果の通知

採択された団体は、2024年8月31日（木）に当法人のホームページにて公表いたします。

なお、採択・不採択の理由に関するお問い合わせにはお応えすることはありません。

また、採択結果は、2023年8月31日（木）までに文書で採択・不採択団体に発送又はメールにて通知いたします（お手元に届くまでには、数日、要する場合があります）。

## X 実績報告書の提出について

採択団体は、2024年2月28日までに実績報告書を提出してください。

実績報告書の書式等については、採択団体に1月中旬頃に通知いたします。

## XI 問い合わせ先 ※電話もしくはメールにて問い合わせ願います。

### ① NPO 法人フードバンク TAMA

電話：042-514-9515（担当：山口）※対応時間帯：月～金の9:00～12:00

Email：[foodbank.tama@gmail.com](mailto:foodbank.tama@gmail.com)

### ② NPO 法人報徳食品支援センター

電話：070-1432-9559 ※対応時間帯：月～金の10：00～15：00

Email：[houtoku.foodbank@gmail.com](mailto:houtoku.foodbank@gmail.com)

その他、助成の詳細については、こども家庭庁の「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」のサイトをご参照ください。（以下のURLにアクセスして下さい。）

<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/kodomo-syokuji-koubo/8533c1cf/>